

仕 様 書

件 名	移動式エアコン（20馬力）リース	作成年月日	令和6年4月2日
		所 属	第304基地通信中隊
		作 成 者	2等陸曹 水野 弘仁士

1 場所

福岡県春日市大和町5-12 陸上自衛隊福岡駐屯地 第304基地通信中隊

2 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書及び機器メーカー取扱書により実施するものとする。
- (2) 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに現状に復帰するものとする。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然必要であり、施行すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本仕様書及び作業に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議の上、実施するものとする。
- (5) 使用する部品は、すべて監督官の検査を受け、合格したものとする。
- (6) 作業を実施した際、異常が認められた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、原因を明確にし、監督官の指示に従うものとする。
- (7) 作業にあたっては、火災予防・安全管理に十分留意するものとする。
- (8) 作業時期は監督官と調整するものとする。
- (9) 本作業の写真は、カメラ（カラー）またはデジタルカメラを使用し、着工前・作業中・完成後及び監督官の指示する所を隠ぺいとなる部分を含めて撮影し、簿冊に整理して1部監督官に提出すること。  
また、ネガ及びデジタルカメラの電子データは、完成検査終了語、請負者の責任において、確実に処分又は消去するものとする。
- (10) 本作業で生じた発生材のうち、監督官が指示する鉄屑等については、種別毎に整理したうえ、指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側へ引き継ぐものとする。その他の発生材は請負者の責任において全て構外に搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。  
また、部品取替等で有償となる場合は、別途見積書を提出するものとする。

3 特記事項

- (1) 作業内容は、下表のとおり。

場 所	作業内容	数 量	期 間	備 考
213 中継交換所	移動式エアコン（20馬力/3相200V）	1	令和6年4月22日～ 同年10月31日	移動式エアコン（20馬力）
	硬質ダクト・電源ケーブル	1		
	設置・撤去工事	1		

- (2) 作業完了後、試運転調整を実施し、動作及び機能確認を行うものとする。